

議案第5号

瀬戸内市屋外広告物許可手数料条例の一部を改正することについて

瀬戸内市屋外広告物許可手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年2月17日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

【提案理由】

岡山県屋外広告物条例の改正されることに伴い、市の許可手数料を改正するため。

瀬戸内市条例第　　号

瀬戸内市屋外広告物許可手数料条例の一部を改正する条例

瀬戸内市屋外広告物許可手数料条例(平成19年瀬戸内市条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表中「

420円
420円

」を「

430円
440円

」に、「410円」を「430円」に、「810円」を「850円」に、「1,170円」を「1,240円」に、「1,480円」を「1,570円」に、「1,780円」を「1,880円」に、「1,370円」を「1,450円」に、「2,750円」を「2,910円」に、「710円」を「750円」に改める。

附　則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

瀬戸内市屋外広告物許可手数料条例(平成19年瀬戸内市条例第9号)新旧対照表

現行			改正後		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
区分及び種別	単位	金額	区分及び種別	単位	金額
貼り紙及び貼り札等	100枚まで ごとに	420円	貼り紙及び貼り札等	100枚まで ごとに	430円
立看板等	1基につき	420円	立看板等	1基につき	440円
広告旗、広告表示面積 板(ネオン及び電光によるもの)及びタ	1平方メートル未満のものを含む。)及びタ	1基につき	広告旗、広告表示面積 板(ネオン及び電光によるもの)及びタ	1基につき	430円
ンク類	1平方メートル以上3平方メートル未満のもの	同	1平方メートル以上3平方メートル未満のもの	同	850円
	3平方メートル以上5平方メートル未満のもの	同	3平方メートル以上5平方メートル未満のもの	同	1,240円
	5平方メートル以上8平方メートル未満のもの	同	5平方メートル以上8平方メートル未満のもの	同	1,570円
	8平方メートル以上10平方メートル未満のもの	同	8平方メートル以上10平方メートル未満のもの	同	1,880円
	10平方メートル以上のもの	1,780円に10平方メートルを超える部分が1平方メートルに達す	10平方メートル以上のもの	同	1,880円に10平方メートルを超える部分が1平方メートルに達す

		るまでごとに100円を 加算した額		るまでごとに100円を 加算した額
アドバルーンその他これに類す るもの	1個につき	1,370円	アドバルーンその他これに類す るもの	1個につき 1,450円
アーチ	1基につき	2,750円	アーチ	1基につき 2,910円
広告網その他これに類するもの	1個につき	710円	広告網その他これに類するもの	1個につき 750円